役場庁舎、サンホールはぴねす空調設備整備工事　工事特記仕様書（改修工事用）

Ⅰ　工事概要及び範囲

1．工 事 場 所　上川郡鷹栖町南1条3丁目

2．工 事 範 囲　※下記●は、工事対象範囲を示す。

	名　称	構造種別・階数	数　量	単位	備　考
●	役場庁舎	RC造地下1階地上3階			空調設備整備
●	サンホールはぴねす	RC造地上2階			空調設備整備
○					
○					
○					
○					
○					
○					
○					

3．建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無　●有り　○無し

4．指定部分工事

（1）工事範囲 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）指定工期　契約日より　令和　年　月　日　まで

5．別 途 工 事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6．施 工 区 分（分離発注の場合のみ記入）※下記●は、工事対象範囲を示す。

工種 ／ 項目	建築	電気	暖房	衛生		備　考
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填		○	○	○		
上記の補強	○					
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○					
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込	○	○	○	○		
設備用天井、床点検口	○					
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○				
設備機器用基礎	○	○	○	○		
ルーフドレイン排水金物及び配管				○		
換気扇等取付枠	○	○	○			
同上　防雪フード	○		○			
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○			

Ⅱ　各 工 事

1．図面（工事数量総括表を含む）及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」、「北海道建設部土木工事共通仕様書（最新版）及び、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」並びに「建築物解体工事共通仕様書（最新版）による。

2．特記事項の適用については次による。

イ．特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は＊印をつけたものを適用する。

ロ．特記事項で○印を塗りつぶしたものと、◎印のつけたものがある場合は、共に適用する。

ハ．特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は該当表を示す。

3．この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。

4．本工事における工事監理業務委託の有無　　＊無し　○有り

5．工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

Ⅲ　その他

1 参考内訳書等(数量書）についての注意事項

参考内訳書等(数量書)は、あくまで入札参加業者等の適正、迅速な見積に供するための参考資料であり、内容の如何にかかわらず、契約上何ら拘束するものではありません。

入札参加業者の判断により、想定される数量、項目等の追加等を行い応札時に工事費内訳書を提出すること。

2 上記にあたり事前に現地確認を必要とする場合は発注者の許可を得てから､確認をすること。

3 関係法令等

受注者は関係法令を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工する事。また、関連する届出等諸手続きを行う事。

・廃棄物処理及び清掃に関する法律　・建設工事に係る再生資源化等に関する法律

・その他関連法令全般　・石綿障害予防規則　・環境基本法・特定化学物質等障害予防規則

・労働安全衛生法・PCB特別措置法・大気汚染防止法（設置届）・建築基準法・消防法（設置届）

また、関連する届出等諸手続きを行う事

章	項　目	特　記　事　項
● 1 一般共通事項	1．建築材料等	（1）材料の製造所又は銘柄 （2）専門工事の施工業者 上記について特に指定のあるものは、これと同等以上の性能を有するもの及び施工能力等を有するものて、工事監督員が承諾したものを含む。 なお、この場合、官公需適格組合を始め事業組合等の優先的な活用に努める。
	2．道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努める。
	③ 環境物品等の調達	本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。
	4．合法性木材の使用	木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性が証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成１８年２月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して５年間保存すること。
	5．特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
	6．品質計画	建築基準法に定められた区分等　(1.1.2) ・風速（Ｖｏ＝＿＿＿＿ｍ／ｓ）　・地表面粗度区分（　○Ⅰ　○Ⅱ　●Ⅲ　○Ⅳ） ・垂直積雪量（＿＿＿＿＿ｃｍ）
● 1 一般共通事項	⑦ 工事写真	工程写真及び完成写真は、北海道建設部監修営繕工事記録写真撮影要領による。
	⑧ 技 能 士	（１）技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告する。　(1.6.2) ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。 〈職種〉　型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上施工・サッシ施工・ガラス施工・表装塗装・建築板金・スレート施工・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張・ＡＬＣパネル施工・カーテンウォール施工・造園 （２）技能士は、職業能力開発促進法による１級、２級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（１）の書面に添付する。 （３）技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。
	⑨ 施工中の安全確保及び環境保全	請負人は、（1.3.7）によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。 （１）労働者の安全衛生教育の徹底を行う。 （２）工事現場の安全パトロールの励行を行う。 （３）建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。 （４）第三者に災害を及ぼしてはならない。 （５）公害防止に努める。 （６）善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議する。
	⑩ 交通安全管理	請負人は、工事施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。 （１）着工するに当たり、出来るだけ速やかに工事の施工中の交通安全管理計画を策定して工事監督員に提出する。 なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他事両運行に係る安全対策等について道路管理者及び管轄警察署等と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。 （２）常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告する。 （３）工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに工事監督員に報告する。 （４）運送には、適法業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。 （５）建設機械（ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ､ﾊﾞｯｸﾎｳ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音型の車両を使用すること。
	⑪ 工事完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は次により工事監督員に提出する。 （１）完成図　(1.8.2) 完成原図の隔面複写図（青焼き）の八つ折り　位置図・配置図・面積表・改修概要表 改修後平面図・立面図等　（○教育庁物件１部　○その他物件２部） 完成原図の隔面複写図（青焼き）を製本したもの　部 完成図の第２原図Ａ３版（縮小）　１部 完成図のＡ３版（A4折りたたみ）を製本したもの　部 設計原図の貸与　＊　有り　○ 無し ＣＡＤデータの貸与　＊　有り　○ 無し ※ＣＡＤデータの貸与有りの場合 ＊完成図ＣＡＤデータ及びＰＤＦデータ　ＣＤ－Ｒ又はＭＯ若しくはＦＤによる。 （２）保全に関する資料（提出部数　＊　１部　○＿＿＿＿部）　(1.8.3) （３）その他、必要とする書類は、監督員の指示による。
	⑫ 高度技術・創意工夫	請負人は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	⑬ 発生材の処理等	発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）」、「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。　(1.3.8) なお、下記の内容を変更する場合は、別途、監督員と協議をする。 （１）引き渡しを要する範囲は次により、工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告する。 引き渡しを要する範囲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （２）請負人が処分する有価物の範囲は次による。 有価物の範囲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※有価物の処分については監督員と協議すること。 有価物は、下記の業者で処分すること。 ①　廃棄物再生事業者登録（知事登録） ②　金属くず商許可業者（警察許可） なお、搬出を行った場合は、受入伝票又は、マニュフェスト伝票等及び許可書等の写しを工事監督員に提出すること。 （３）特別管理型産業廃棄物 種類　受入先：　（　ｋｍ） 処理方法　住　所： 種類　受入先：　（　ｋｍ） 処理方法　住　所： 種類　受入先：　（　ｋｍ） 処理方法　住　所： 種類　受入先：　（　ｋｍ） 処理方法　住　所： （４）再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物） コンクリート塊　受入先：　（　ｋｍ） 住　所： アスファルト・コンクリート塊　受入先：　（　ｋｍ） 住　所： 建設発生木材　受入先：　（　ｋｍ） 住　所： （５）その他の発生材 種　類：　受入先：　（　ｋｍ） ○中間処理　○最終処分　住　所： 種　類：　受入先：　（　ｋｍ） ○中間処理　○最終処分　住　所： 種　類：　受入先：　（　ｋｍ） ○中間処理　○最終処分　住　所： 種　類：　受入先：　（　ｋｍ） ○中間処理　○最終処分　住　所： 種　類：　受入先：　（　ｋｍ） ○中間処理　○最終処分　住　所： 種　類：　受入先：　（　ｋｍ） ○中間処理　○最終処分　住　所：

章	項　目	特　記　事　項
● 1 一般共通事項	⑭ 北海道循環資源利用促進税	（６）処理に注意を要する建設廃棄物 ○　木造建築物を解体する場合 ＣＣＡ含有調査を実施し、含有が確認された場合は、工事監督員と協議の上、適切に処理すること。 受入先：　（　ｋｍ） ＊中間処理　住所　：
		○　ひ素・ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ ひ素・カドミウム含有調査を実施し、含有が確認された場合は、工事監督員と協議の上、適切に処理すること。 受入先：　（　ｋｍ） ○製造者　○最終処分　住所　：
		（７）建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたものとする。 当該運搬車は、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。 産業廃棄物収集運搬車 業者名　（　○　○　○　○　○　） 許可番号　×　×　×　×　×
		（８）「建設リサイクル法」対象工事及び「リサイクル法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出すること。 リサイクル法で定められた一定規模以上の工事（次表の一つでも該当するもの） 再生資源利用計画書：次のような建築資材を搬入する工事 １．土砂　・・・・・・・・・　1,000m3以上 ２．砕石　・・・・・・・・・　500t 以上 ３．加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物　・・　200t 以上 再生資源利用促進計画書：次のような指定副資産物を搬出する建設工事 １．土砂　・・・・・・・・・　1,000m3以上 ２．ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ｱｽﾌｧﾙﾄ、 ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 建設発生木材 合計 200t 以上
	⑮ 自主施工期間の施工条件	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。 なお、平成20年4月1日以降は、税率が変更となるため、適正な工程管理においても、産業廃棄物の処理場等（最終処分及び中間処理）へ搬入する時期が想定時期と異なる場合は、別途、監督員と協議する。 自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障を起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。 ただし、支障を起こす恐れのある次の工種については、工法等を工事監督員と十分協議のうえ、施工するものとする。 ＜工種＞　コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事。
	⑯ 季節労働者などの雇用	工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。
	⑰ 下請負人等への支払いの適正化	下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、止むを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く（９０日以内）するよう努める。
	⑱ 火災保険等	工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとする。
	⑲ 現場環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。
	⑳ 建設業退職金共済制度	工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。
	㉑ 工事標識	請負人は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。 工　事　標　識 工事名 発注者 工事期間　平成　年　月　日～平成　年　月　日 請負業者 設計者 工事監理者 工事現場　○○○○○現場事務所 連絡所　（電話）××局×××× 1,200 × 1,350 （標識参考例）
	22．公共工事労務費調査に対する協力	（１）本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、請負人は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 （２）調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に請負人がなった場合、請負人は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 （３）公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、請負人は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 （４）請負人が本工事の一部について下請契約を締結する場合、請負人は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	23．工事実績情報の登録	請負人は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。（ただし、請負代金額５００万円以上２，５００万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。） また、同センター発行の「工事カルテ受領書」が請負人に届いた際には、その写しを工事監督員に提出しなければならない。 （対象工事：請負代金額５００万円以上の全工事）　(1.1.4)
	24．施工体制台帳の整備	建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事１件の請負代金額が２００万以上の工事）
	25．室内空気中化学物質の濃度抑制	本工事に際しては、施設利用者の健康と快適性を確保する観点から化学物質による室内空気汚染対策に配慮しなければならない。　(1.6.9) 請負人は、次の化学物質の室内空気中の濃度が、指針値以下となるように努めること。 測定対象化学物質の種類及び指針値 測定対象化学物質 / 厚生労働省の指針値（２５℃の場合） ホルムアルデヒド　０．０８ｐｐｍ　（　１００μｇ/m3） トルエン　０．０７ｐｐｍ　（　２６０μｇ/m3） キシレン　０．２０ｐｐｍ　（　８７０μｇ/m3） エチルベンゼン　０．８８ｐｐｍ　（３，８００μｇ/m3） スチレン　０．０５ｐｐｍ　（　２２０μｇ/m3） （１）濃度測定 測定　○行う　●行わない 測定箇所　＿＿箇所　※測定する位置は、工事監督員の指示による。 測定回数　＊１回　○２回 測定時期　※測定を行う時期は、工事監督員の指示による。 測定機器　原則パッシブ型採取機器とする。 測定方法　厚生労働省の示している測定方法による。

章	項　目	特　記　事　項
● 1 一般共通事項	26．大規模改造工事・改修工事等	（２）建築材料等の留意点 本工事に使用する化学物質を発散する建築材料等※1は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とするほか、次の１）から３）を満たすものとする。 １）ホルムアルデヒド発散建築材料に指定されている材料は、ＪＩＳ又はＪＡＳに定められたＦ☆☆☆☆を使用する。ただし、Ｆ☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。 ２）接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 ３）家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※1　化学物質を発散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／ＭＤＦ／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 （３）換気の励行 施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させること。 工事の施工に当たっては、施設管理者の都合により施工時期や施工時間に制約が伴うことがあるので、工事監督員と十分協議のうえ施工のこと。　(1.3.5)
	27．中間検査の実施	（１）中間検査の実施　本工事は、次の段階で中間検査を実施する。 実施対象建物名称 / 実施部位 / 実施時期 ○＿＿＿＿ / ○＿＿＿＿ / ○＿＿＿＿ ○＿＿＿＿ / ○＿＿＿＿ / ○＿＿＿＿ ○＿＿＿＿ / ○＿＿＿＿ / ○＿＿＿＿ （２）上記のほか、発注者が中間検査を行う必要がある場合は、請負人に実施時期を通知する。 （３）請負人は、中間検査実施可能日について、１４日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。
● 2 仮設工事	① 監督員事務所及び備品等	監督員事務所　＊設ける（＊１０　○２０　○３５　○６０　○１００）㎡程度　◉設けない　(2.4.1) 備品は主に次による。 机・椅子・書棚・黒板・寒暖計 ゴム長靴・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯 請負者加入電話の子機 衣類ロッカー・暖房機器・消火器・湯沸器・掃除機
	② 工事用便所	＊設ける
	③ 工事用水	構内既存の施設　○利用できる。（＊ 有償　○無償）　＊利用できない。
	④ 工事用電力	構内既存の施設　○利用できる。（＊ 有償　○無償）　＊利用できない。
	5．指定仮設	＊停電作業時仮設対応　（電話回線・非常通報等・その他必要な機器電源など施設管理者と要相談）
	6．足場その他	内部足場　＊架台足場　○枠組棚足場　(2.2.1) 外部足場　＊Ａ種（枠組）○Ｂ種（単管）○Ｃ種（ゴンドラ）○Ｄ種（移動式）（表2.2.1） 枠組本足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」による働きやすい安定感のある足場とし、各段に二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場とする。
	7．養生	災害防止　○金網張　○金網式養生枠　○養生シート（○防炎Ⅰ類　○防炎Ⅱ類） ＊ネット状養生シート（○防炎Ⅰ類　＊防炎Ⅱ類）　○養生防護棚 材料の運搬　○Ａ種（二本構ﾘﾌﾄ等）　＊Ｂ種（ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ等）　（表2.2.2） ○Ｃ種（既存ＥＶ利用）　○Ｄ種（既存階段）　○Ｅ種（登り桟橋等） 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管　○行う　＊行わない　(2.3.1) 養生の方法 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 保管場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 上記を除く、工事範囲内についての養生　＊行う　○行わない　(2.3.1) 家具等の移動　○行う　＊行わない　(2.3.1)
	8．仮設開仕切り等	仮設間仕切り等の種別　(2.3.2　表2.3.1) 種別 / 下地 / 材質 / 充填材 / 塗装 ○Ａ種 / ○木下地 / ＊石こうボード（＊9.5　○＿＿＿） / 厚さ＿＿㎜ / ○片面 ○Ｂ種 / ＊軽量鉄骨 / ○合板（＊9.0　○＿＿＿） / / ＊無し ＊Ｃ種 / 単管下地 / 防炎シート / / ＊無し 仮設扉 / ＊木製扉 / ＊合板張り程度　○＿＿＿＿ / / ＊無し ○鋼製扉 / ＊片面フラッシュ程度　○＿＿＿＿ / / ○有り
	⑨ 安全確認作業員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に作業員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。
	⑩ 清掃員	建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。

令和６年度 上川郡鷹栖町	工事名 役場庁舎、サンホールはぴねす空調設備整備工事	図面名 特記仕様書１	縮尺	N O 1